

香美市日ノ御子河川公園キャンプ場

指定管理者募集要項

令和3年12月

高知県香美市

日ノ御子河川公園キャンプ場を管理運営する指定管理者を募集します。

## 1 公募する施設の概要

### (1) 名称

香美市日ノ御子河川公園キャンプ場（以下、「日ノ御子河川公園キャンプ場」という。）

### (2) 所在地

香美市香北町西峯 59 番

### (3) 設置年月

平成元年 10 月

### (4) 設置目的

地域内に存する自然資源の活用及び農林業の研修体験等により、憩いと交流の場としての活用を図り、地域の活性化並びに市民の休養と健康増進を図る。（香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成 18 年香美市条例第 242 号）より。）

### (5) 施設の内容

#### ア 宿泊施設

バンガロー（6 畳）3 棟、バンガロー（8 畳）4 棟、バンガロー（22 畳）1 棟、バンガロー（46 畳）1 棟、バンガロー（シャワー付）2 棟、バンガロー（ツリーハウス）4 棟

#### イ その他の施設

テントサイト 5 区画、テニスコート 2 面、屋根付バーベキュー施設、共同トイレ、共同シャワールーム、管理棟、駐車場（管理棟前 22 台、テニスコート前 36 台、暁美橋北 34 台）、河川児童公園

### (6) 開設日

原則として3月24日から11月20日まで。利用期間の変更等は別途協議する。

### (7) 施設利用者数

表 1 年間施設利用者数

	宿泊者	バーベキュー	テニスコート
平成 30 年度	0 人	1,427 人	休止中
令和元年度	47 人	1,030 人	
令和 2 年度	0 人	358 人	
令和 3 年度	0 人	163 人	

### (8) 平成 29 年度から令和 2 年度の収支決算

平成 29 年度から令和 2 年度の収支状況は、表 2 のとおり。

表2 日ノ御子河川公園キャンプ場収支決算（単位：円）

収入

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
売上	休業	417,940	409,623	427,419	101,901
指定管理料		4,000,000	4,000,000	3,963,641	3,927,280
合計	0	4,417,940	4,409,623	4,391,060	4,029,181

支出

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	休業	2,574,362	3,898,222	3,880,624	3,459,023
管理費		1,474,594	1,066,028	871,244	760,591
研修費		23,000	0	0	0
交際接待費		60,080	0	0	0
広告宣伝費		855,347	17,834	15,000	0
旅費交通費		48,986	0	0	0
租税公課		600	0	22,000	0
修繕費		0	334,325	0	97,900
保険料		123,934	55,206	79,643	49,352
合計	0	5,160,903	5,371,615	4,868,511	4,366,866

収支	0	△742,963	△961,992	△477,451	△337,685
----	---	----------	----------	----------	----------

2 指定管理者の指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。ただし、指定管理者が市の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと思われるときは、市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

3 管理の基準

「香美市日ノ御子河川公園キャンプ場指定管理業務仕様書」を参照のこと。

4 管理業務の委託等の禁止

管理運営業務のうち設備管理、清掃、警備等の事実上の業務を第三者へ再委託することは差し支えありませんが、管理に係る業務を一括して再委託することはできません。また、条例で定めるところにより行う行政処分（使用許可等）に係る業務についても再委託できません。

なお、事実上の業務を再委託するに当たっては、「9 申請者の資格等」の欠格事由に該当しない者に対して再委託すること。

## 5 指定管理料

### (1) 指定管理料の算出方法

施設の維持管理・運営に要する費用から、施設運営収入（利用料金、自主事業収入（物販事業収入等））を減じた額を指定管理料として提案すること。なお、応募時の提案額に基づき、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で香美市と指定管理者が協議し決することになります。

### (2) 指定管理料上限額

指定管理料については、これまでの実績を基にして、以下の年度ごとの上限額を設定するので、これを下回る提案を行うこと。なお、この年度ごとの上限額を上回る提案をした場合は失格となるので十分に留意してください。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理料上限額	4,700	4,400	4,400

備考：令和4年度は、指定管理者における初期費用として30万円を見込んでいます。30万円に満たない場合は、その額を返還していただきます。

## 6 利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を適用し、宿泊料等は指定管理者の収入となります。利用料金は、条例で定める額を上限とし、条例で定める額に100分の50を乗じた額を下限として、指定管理者が、香美市の承認を得て定めることができます。

## 7 リスク分担

管理運營業務に関するリスク分担については、「別表3リスク分担表」のとおりとする。

## 8 指定管理に関する経費の支払

市が支払う指定管理料には、人件費、施設管理費（光熱水費、清掃、設備点検、警備、樹木剪定等に係る経費及び1件当たり30万円未満の修繕費）及び事務費等が含まれます。なお、原則として指定管理料の精算は行いません。

市が指定管理者に支払う指定管理料は、提案された収支予算書をもとに年度ごとの予算の範囲内で協定により決定します。支払時期や方法についても協定で定めます。

## 9 申請者の資格等

### (1) 資格

次の要件を満たすことが必要です。

ア 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）

イ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生

した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

なお、応募現在、支社又は営業所等を有していない団体等であっても、当該施設の指定管理機関の始期までに設置できる団体であれば応募可能とする。

ウ 現地説明会に参加していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が現地説明会に参加していること。)

## (2) 欠格事由

団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

ア 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から 2 年を経過しない者

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

ウ この公告の日から審査委員会の日までに、香美市又は高知県から指名停止措置（指名回避を含む。）を受けている者。

エ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

オ 納期限の到来した国税、都道府県税又は市区町村税を滞納している者

カ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

キ 破産者で復権を得ない者

ク 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 25 年香美市規則第 5 号）第 4 条各号のいずれかに該当する者

## (3) 共同企業体応募の場合の条件

複数の団体により構成する共同企業体での応募の場合は、上記の(1)及び(2)の条件に併せて、次の事項について留意してください。

ア 応募時に共同企業体を結成し、代表団体を協定書により定めていただきます。構成団体は連帯して責任を負います。なお、共同企業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

イ 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできません。

ウ 単独で応募した法人等は、共同企業体で応募する場合の構成団体となることはできません。

エ 代表となる法人等及び共同企業体を構成する法人等の変更は原則として認めません。

オ 共同企業体を構成する各構成団体のいずれかが上記(2)に該当する場合は応募することができません。

## 10 申請書類

申請に要する書類は、下表のとおり。

書類作成にあたっての言語は、日本語とする。

各種押印の必要な書類への押印は、登記所に登録された印にて行うこと。任意団体においては、それに相当する印を使用すること。社印のみ、代表者の認印等は認めない。

収支予算書は、項目毎に可能な範囲で、詳細に作成すること。また、積算あつての根拠資料を添付すること。添付する書類の様式は指定しないが、A4サイズとする。見積書や単価表の

写しの添付に変えても差し支えないが、収支予算書との突合が可能なようにしておくこと。

申請書類		様式	申請単位		部数
			単独	グループ	
1	指定管理者指定申請書	様式1号	○	—	原本
		様式1号-2	—	○	原本
2	指定管理者事業計画書 ※資格証等の写しを添付	様式2号	○	○	原本+写し5部
3	指定管理業務収支予算書 ※積算内訳を別紙(様式は自由)	様式3号	○	○	原本+写し5部
4	誓約書	様式4	○	◎	原本+写し5部
5	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	様式5	○	◎	原本+写し5部
6	共同事業体の協定書	様式6	—	○	原本+写し5部
7	委任状	様式7	—	○	原本
8	申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要が分かる資料	—	○	◎	原本+写し5部
9	【法人の場合】当該法人の登記事項証明書		○	◎	原本+写し5部
	【法人以外の場合】代表者の身分証明書(本籍地の長が発行するもの)				
10	【法人の場合】当該法人の国税の納税証明書(税務署様式その3の3) ※公告日以降に発行したもの		○	◎	原本+写し5部
	【法人以外の場合】代表者の国税の納税証明書(税務署様式その3の2) ※公告日以降に発行したもの				
11	本社所在地の市税等滞納のないことがわかる証明書 ※公告日以降に発行したもの		○	◎	原本+写し5部
12	本社所在地の県税等滞納がないことがわかる証明書 ※公告日以降に発行したもの		○	◎	原本+写し5部
13	【法人の場合】 申請団体の経営状況に関する書類(申請団体の直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類) ※経営状況に関する書類には、申請者の原本証明が必要。 ※3年に満たない場合は設立時以降のものとする。		○	◎	原本+写し5部
	【法人以外の場合】代表者の直近3事業年度の税務申告書 ・確定申告書 ・収支内訳書(白色申告の場合)又は所得税青色申告決算書				

	※法人税申告書の写しには、申請者の原本証明が必要。 ※3年に満たない場合は設立時以降のものとする。				
--	--	--	--	--	--

※その他事業計画の内容及び団体についての特記事項を証する書類があれば提出してください。

※共同事業体応募の場合は、“◎”の申請書類については、構成するそれぞれの団体について提出してください。

## 11 申請手続

申請には、この募集要項の「10 申請書類」を次の要領で申請してください。

### (1) 提出先

782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号  
 香美市商工観光課工観光班（市役所本庁4階）

### (2) 提出方法

持参又は郵送（レターパックプラス又は簡易書留に限る。）とする。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時までとする。

### (3) 提出期間及び提出時間

令和4年1月24日（月）から1月26日（水）午後5時まで（必着）

## 12 現地説明会の実施

現地説明会を次の要領により開催します。前記9（1）ウにあるとおり、応募に当たっては、本説明会への参加が必須となりますので、ご注意ください。（1団体3名まで）。

### (1) 開催日時

令和4年1月21日（金）午前10時から2時間程度

### (2) 集合場所

日ノ御子河川公園キャンプ場

### (3) 申込方法

令和4年1月20日（木）までに、説明会参加申込書（様式第8号）へ必要事項を入力の上、下記のメールアドレスへ送信してください。送信後は、連絡先までその旨電話にて連絡してください。

メールアドレス：[shoko@city.kami.lg.jp](mailto:shoko@city.kami.lg.jp)

メールのタイトル：【日ノ御子キャンプ場】現地説明会申し込み

連絡先：0887-53-1084

## 13 図面等の閲覧

日ノ御子河川公園キャンプ場の図面を閲覧することができます。

### (1) 期間

令和3年12月27日（月）から令和4年1月19日（水）まで（閉庁日を除く。）

午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 閲覧場所

香美市商工観光課商工観光班（市役所本庁4階）

14 質問書の受付

配布資料に関する質問を以下のとおり受け付けます。

(1) 受付時間 令和3年12月27日（月）から令和4年1月19日（水）まで

(2) 提出方法 質問書（様式第9号）へ必要事項を入力の上、下記メールアドレスへ送信してください。送信後は、連絡先までその旨電話にて連絡してください。

質問項目ごとに1枚の質問用紙をご使用ください。

電話、口頭による質問は、一切受け付けません。

(3) 回答 質問の有無に係らず、現地説明会に参加した団体へメールにて回答いたします。

15 申請に要する経費

(1) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(2) 共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務全て代表団体を通じて実施してください。また、香美市が当該代表団体に対して実施した行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して実施したものとみなします。

16 無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格とする場合があります。

(1) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(2) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(3) 虚偽の内容が記載されているもの

(4) 指定管理料の提案額が、市が設定した基準額を上回っているもの

(5) その他審査委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

17 選定

指定管理者とすべき候補者を選定するための調査及び審査は、指定管理者選定評価委員会で行います。

審査にあたり、提出書類等について各団体の代表者又は代理の方2名以内により説明していただきます（プレゼンテーション及び質疑）。日時については別途連絡します。2月中旬を予定しています。

なお、申請者が多数の場合又は書類審査の段階で明らかに要求要件を満たしていないと判断される場合は、書類審査の段階で選外とすることがあります。

18 審査の基準

指定管理者候補者選定のための審査は、市長が定める基準（別表4）に基づき行います。指定管理者事業計画書（様式第2号）、指定管理業務収支予算書（様式第3号）の作成は、



評価項目を踏まえて作成してください。

#### 19 選定結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して（共同事業体にあつては、代表団体）速やかに文書にて通知します。

#### 20 指定管理者の指定及び協定の締結

選定した候補者については、3月議会の議決が得られれば、指定管理者として指定を行った後、協定を締結します。

#### 21 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の変更は、誤字や軽微な修正を除き、原則変更を認めません。
- (2) 提出書類は、理由のいかんにかかわらずお返しできません。
- (3) 提出された書類は指定管理者候補者の選定以外の用途には使用しません。
- (4) 提出された書類は必要に応じ複写します(使用の目的は庁内及び選定評価委員会での検討に限ります。)
- (5) 選定結果として申請者名、審査結果の概要等の公開をすることがあります。また、提出された応募書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

#### 22 添付書類

- (1) 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例
- (2) 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の管理及び運営に関する規則
- (3) 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則
- (4) 日ノ御子河川公園キャンプ場平面図

#### 23 問い合わせ先

香美市商工観光課商工観光班 濱田

〒782-8501 香美市土佐山田町宝町一丁目2番1号 本庁舎4階

TEL：0887-53-1084

FAX：0887-53-5877

別表3 リスク分担表

種類	内容	負担者	
		香美市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	協議事項	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増	協議事項	
周辺地域・住民及び施設使用者への対応	地域との協調		○
	施設の管理運営業務内容に対する住民及び施設使用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	当該施設の管理運営にのみ影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外		○
税制度の変更	当該施設の管理運営にのみ影響を及ぼす税制変更	○	
	消費税の増加、減少、廃止等に伴う委託料の増加・減少	○	
	上記以外		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議事項	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
支払い遅延	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	別表3-2「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」による		
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により第三者に損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による犯罪発生		○
収益の減少	使用者の減少に伴う指定管理者の収益の減少		○
個人情報の漏えい			○
事業終了時の費用	管理運営業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別表 3-2 施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

## 【実施区分】

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			香美市	指定管理者	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 30 万円以上の修繕	躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取替	○		建築基準法施行令第 1 条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である香美市が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額 30 万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
構築物	新設等				基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ香美市と指定管理者で協議する。
	資本的支出及び見積額 30 万円以上の修繕		○		
	見積額 30 万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
機械装置	新設等				基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ香美市と指定管理者で協議する。
	資本的支出及び見積額 30 万円以上の修繕		○		
	見積額 30 万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
備品	資本的支出及び見積額 30 万円以上の備品購入		○		公の施設として必要と認められる備品。
	見積額 30 万円未満の備品購入			○	営業として集客力向上のためなどに要する備品。
	資本的支出及び見積額 30 万円以上の修繕		○		乙の購入した備品の修繕を除く
	見積額 30 万円未満の修繕			○	
	上記以外の建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築・改造等	いわゆる「模様替え」等	※3	○	サービスの向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件
<p>基本的考え方</p> <p>※1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：1 件の見積額 30 万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者が実施し、総額が 300 万円を超える場合は別途協議する。</p> <p>※2 指定管理者は、建物の改築、構築物の新設等、機械装置の新設等及び 1 件の見積額 30 万円以上の修繕、公の施設として必要と認められる備品購入等に当たっては、原則としてあらかじめ香美市と協議し、承認を受けなければならない。</p> <p>※3 見積額には地方消費税及び消費税を含まない。</p>					

## 【費用負担区分】

実施区分と同様とし、香美市、指定管理者それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、香美市、指定管理者で協議する。

別表4 審査基準

評価項目		評価の視点
大項目	小項目	
申請団体	団体の規模	団体として、施設管理運営をサポート、バックアップする体制や従業員の労務管理等を評価する
	経営状況	不測の事態や資金需要の集中への余裕はあるか、指定管理料頼みの運営とならないかを評価する
	事業経験	早期に安定した事業が展開できるかを評価する
基本方針	施設の性格や目的等との整合性	施設の性格、設置目的、業務内容を的確に理解しており、市側の意図を正確に把握しているかを評価する
	施設の利用促進	年間を通して、施設の利用を促進する対策の有無、実現性を評価する
	施設利用の公平性	公の施設であることを理解し、市民、利用者が公平に利用できるかを評価する
事業計画	人員体制	業務の遂行に必要な職員体制や配置となっているかを評価する
	労務管理	従業員に対して、適正な労務管理を実行できるかを評価する
	利用料徴収	適正な現金管理、キャッシュレス化など利用者の利便性を評価する
	受付	顧客利便性と機会損失の防止対策を評価する
	広報活動	施設の利用を促進するための広報活動を評価する
	イベント	集客、地域活性化を目的としたイベントについて評価する
	安全管理	施設を管理運営していくうえでの安全管理対策について評価する
	情報管理	指定管理業務を実施していくうえでの情報管理について評価する
	自主事業	顧客サービス向上や収益確保するための自主事業について評価する
収支計画	収支計画	指定管理業務を適正に実施していくうえで、効率的且つ効果的な収支計画となっているかを評価する
提案指定管理料		提案された指定管理料（3年間）を評価する

別紙 1

香美市日ノ御子河川公園キャンプ場  
管理運営業務仕様書

本仕様書は、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の管理運営業務を指定管理者が行うにあたり、香美市が指定管理者に要求する管理運営の業務内容及びその基準等を示すものである。

1 管理運営に関する基本方針

キャンプ場を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 地域内の自然資源の活用及び農林業の研修体験等により、憩いと交流の場としての活用を図り、地域の活性化並びに市民の休養と健康増進を図ることの設置目的に基づき、行政の代行としての基本姿勢に立ち適正な管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭に置いて、利用者への奉仕及び公平なサービスの提供に努めること。
- (3) 利用者の意見を管理・運営に反映させること。
- (4) キャンプ場の利用促進に努めること。
- (5) 利用者のサービス向上に努めること。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開については、香美市情報公開条例の規定に準じて取り扱うこと。
- (8) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (9) 物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めること。

2 施設の概要

- (1) 名称 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場
- (2) 場所 香美市香北町西峯59番
- (3) 施設規模

ア 主要建築物

名称	構造	延床面積	備考
バンガローA棟	木造	12.96㎡	8畳
バンガローB棟	木造	10.44㎡	6畳
バンガローC棟	木造	40.83㎡	22畳
バンガローD棟	木造	82.30㎡	46畳
バンガローE棟	木造	24.99㎡	12畳
バンガローF棟	木造	13.50㎡	8畳
トイレ	鉄筋コンクリート造	46.37㎡	2棟
バーベキュー施設			1式

## イ その他施設

名 称	規 模 等	備 考
テニスコート	2 面	全天候型
河川児童公園		

### 3 法令等の遵守

キャンプ場の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第497号）
- (3) 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第242号）
- (4) 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年規則第183号）
- (5) 香美市個人情報保護条例（平成18年条例第14号）
- (6) 香美市情報公開条例（平成18年条例第13号）
- (7) その他関係法令

本指定期間中に(1)～(6)に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

### 4 利用期間及び利用時間等

#### (1) 利用期間

原則として3月24日から11月20日まで。利用期間の変更等は別途協議する。

#### (2) 利用時間

バーベキュー施設の利用時間は午前11時から午後4時までとし、テニスコートの利用及びバンガロー等の利用時間については、別途協議する。

### 5 業務内容

#### (1) 施設の運営に関する業務

ア 職員の雇用等に関すること。

(ア) 責任者1名を配置すること。ただし、常駐の必要はない。

(イ) 職員の勤務形態は、キャンプ場の運営に支障がないように定めること。

(ウ) 職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。

イ 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。

ウ 個人情報の適正な取扱いに努め、職員に周知・徹底を図ること。

#### (2) 施設の利用許可、許可の取り消し及び中止の決定

香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例（以下、条例という。）及び規則（以下、規則という。）に基づき、施設の申請を受理し、利用の許可、不許可、変更、取り消し及び利用料の徴収、減免、還付に係る業務を実施する。

ア 利用調整

施設利用の申し込みに対しての他の利用申し込みと調整を行う。

イ 利用指導

施設等の利用方法について、十分な指導、説明を行う。

ウ 利用許可

利用申し込みの内容を審査したうえで、許可、不許可を行うこと。許可するうえで、管理上必要な条件を付すことが必要と認められるときは、許可条件を付すこと。

指定管理者は、次のいずれかに該当するものについては、利用を許可しないこと。

(ア) 指定管理者として指定された期間以外にその利用が行われるもの。

(イ) 管理運営上支障があるとき

(ウ) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。

エ 許可取り消し

指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、利用の許可の取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(ア) 条例又は規則に違反したとき。

(イ) 利用者が利用の許可の条件又は指示に違反したとき。

(3) 利用料金の設定、徴収、減免、還付

ア 利用料の設定

(ア) 利用料金の額は、条例で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が設定する。

(イ) 利用料金の額について、市長の承認を得たときは、速やかに公表する。従前の利用料金の額から変更する場合は、施設の仮予約又は利用許可をした利用者に対しての説明の実施や、新料金の適用にあたって一定の周知期間を設けるなど適切な対応を行う。

イ 利用料の徴収

(ア) 施設等の利用許可に係る利用料金は、地方自治法第244条の2第8項、条例及び規則の規定による利用料金制度を適用し、指定管理者の収入として徴収する。

(イ) 利用料金は、前納を原則とするが、利用後でないと利用料金が確定しない場合は、後納とする。

ウ 利用料の減額

指定管理者は、条例及び規則に基づき減免することができる。

エ 還付

指定管理者は、利用者の責めに帰すことができない理由により施設を利用できなかったときは、条例及び規則に基づき利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(4) 広報に関する業務

キャンプ場の施設案内や行事案内、運営期間等の広報を指定管理者の判断で行うこととする。

ア 各種マスメディアを利用した広告を企画、制作及び実施すること。

イ キャンプ場のホームページ開設とメンテナンスを行うこと。

ウ 他の県有施設や市町村有施設との連携を積極的に図り、ポスターの掲示やパンフレット・チラシ等の配布等を行い相互の利用促進を図ること。

#### (5) 安全管理

職員の中から防火管理者を選任し、施設の消防計画を作成し、消防計画に基づき、消防訓練を年2回以上実施すること。

事故等が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ緊急時におけるマニュアルを作成し、職員に周知しておくこと。

事故や急病等が発生した場合には、負傷者、急病人の救済、保護などの応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処すること。

地震、火災など災害が発生した場合には、迅速かつ的確に情報を利用者に伝達するとともに避難誘導體制を確立し、安全確保に取り組むこと。また、香美市より避難者の受け入れ等の依頼があった場合は、可能な範囲で対応すること。

大雨・降水・降雪・地震等の各種警報が発令され、交通規制も含め、利用者の安全に問題が生じることが予想される場合は、速やかに市と協議のうえ、施設利用の中止、又は、臨時協休業の措置をとること。

事故等については、直ちに市に報告し、その指示に従うこと。対応後は、速やかに書面にて報告を行うこと。

盗難事故及び事件の防止措置をとること

#### (6) 情報管理

指定管理者及び管理の業務に従事している者（以下、「従事者」という。）は、その業務を行うにあたっては、香美市個人情報保護条例（平成18年香美市条例第14号）の規定を遵守し、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、事故の利益のために利用し、又は不当な目的に使用してはならない。

指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

指定管理者は、保有することとなった情報の公開については、香美市情報公開条例（香美市条例第13号）の規定に基づき必要な措置を講じなければならない。

### 6 施設及び設備の維持管理に関する業務

「2 施設の概要」に掲げる施設について、キャンプ場使用者が安全かつ快適に利用できるよう留意し、指定管理者の判断で行うこととする。

#### (1) 電気、水道、ガス等の保安管理

各保安管理業務は関連法規に定められた基準等に合致するよう常に最良の管理を行うこと。

ア プロパンガス施設の保安管理

イ 電気設備に関する保安管理

ウ 給排水施設に関する保安管理



- エ 衛生器具及びその他キャンプ場の環境衛生に関する機械器具の保安管理
- オ 消防設備に関する保安管理
- カ その他、法令に基づく保安管理及び定期検査

## (2) 清掃業務

### ア 建築物等清掃業務

キャンプ場使用者が快適に利用することができ、建築物等の性能又は維持に必要な日常清掃、定期清掃を行うこと。

### イ 河川公園キャンプ場、駐車場内及び河川児童公園

- a 落石、倒木等の危険物を除去し、状況に応じて危険個所の補修を行うこと。
- b くずかご等の状況を常に把握し、可燃物及び不燃物の処分を行うこと。
- c トイレは常に清潔にし、適宜薬液等で消毒をし、時機を失しないようくみ取りを行うこと。
- d 刈り払いは、雑草の繁茂を防ぐため入念に行うこと。（ただし、山野草観察ができるよう草花を残す等の配慮を行う。）
- e 病害虫発生の危険性がある場合には未然にこれを防ぐ措置をとらなければならない。
- f その他、河川公園としての景観を常に最良の状態に維持するよう努めること。

## (3) 修繕業務

管理施設、設備、備品等について、1件あたり30万円未満の軽微な補修、部品の取り換えなどの軽微な修繕を実施すること。ただし、1件あたり30万円以上で緊急性、必要性の高い修繕や大規模改修、経年劣化による機器取替等の資本的費用は、香美市の負担とするが、香美市に無断で実施した修繕については、指定管理者の負担とする。

また、指定管理者の責に帰すべき事由により生じた管理施設、設備、備品等の故障、損傷に係る修繕費は、指定管理者の負担で速やかに修繕すること。

通常有すべき安全性を欠いている場合、又は放置することにより通常有すべき安全性を欠く恐れのある場合には、香美市は、1件30万円未満の修繕について、指定管理者にその実施を命じることができるものとする。

修繕については、業務記録などの業務関係書類を作成し、保管すること。

## (4) 物品管理

指定管理者は、指定管理の期間中、香美市より貸与された消耗品、備品を適切に管理すること。備品は、備品台帳を整備し、管理すること。なお、備品とは、耐用年数が2年以上のもの又は購入金額が1品2万円以上の物品とする。

消耗品の購入は、原則、指定管理者の負担で実施のこと。

備品の購入が必要となった場合は、香美市へ協議をすること。協議の結果、必要と認められた備品については、香美市の負担で購入し、その所有権は、香美市に帰属するものとする。ただし、備品の購入時期については、原則、次年度以降とする。

指定管理者が独自の判断で購入した備品については、指定管理者の所有であることが分かるように表示させ、香美市からの貸与品とは別途台帳にて管理すること。指定管理者所有の備品に係る修繕費は、施設維持管理費には含まれません。また、

指定管理期間が満了するまでに、撤去すること。

## 7 年度事業計画書及び報告書の提出

### (1) 年度事業計画書の提出

毎年度10月末までに、自主事業を含む、翌年度の管理運営に関する年間事業計画書案を作成し、市に提出すること。年間事業計画書には、次の内容を記載すること。

- ア 施設の経営管理に係る基本方針及び重点的な取り組み等
- イ 利用者サービス向上に向けての対策
- ウ 人員配置計画
- エ 収支計画書

なお、年間事業計画書によって市は、翌年度の予算措置を実施することから、本書の作成にあたっては、市と十分に調整を図ることとし、市は、翌年3月末までに承認することとする。承認を受けた後は、市の事前了承を得た場合を除き、承認された年間事業計画書を変更することはできません。

### (2) 定期報告書の提出

業務の実施状況については、利用者数、利用料金等を記録した月報（別紙様式第1号）を作成し、翌月10日までに提出すること。

### (3) 年間事業報告書の提出

毎年度終了後50日以内に、年間事業報告書を提出すること。備品については、保管状況、状態、数量を確認のうえ、報告すること。なお、必要に応じ、年間事業報告書に記載のない事項についても、報告を求められることがある。

年間事業報告書には、次の内容を記載すること。

- ア 管理業務の実施状況及び使用状況
- イ 収支決算書（自主事業を含む）
- ウ 収支決算書の証拠書類、関係帳簿の写し
- エ 備品台帳

## 8 保険

### (1) 火災共済保険

建築物に対する火災共済保険は、市で加入している。

### (2) 施設賠償責任保険の加入に関する事項

指定管理の責めに帰すべき事由による場合の第三者への賠償に備えるため、指定管理者において、損害賠償責任保険に加入すること。また、直ちに保険証券の写しを香美市に提出すること。

#### 【市が加入している保険の補償内容】

全国町村会「総合賠償補償保険」

支払限度額	身体賠償	1名につき	2億円
		1事故につき	20億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円

## 9 会計

### (1) 経理基準の整備

施設の管理業務に係る経理を適切に行える基準により経理を行い、管理経費等の収支の状況を適正に把握すること。

### (2) 会計の独立

施設の管理業務に係る支出及び収入は、他の会計とは明確に区分して管理すること。

施設の管理業務に係る支出及び収入は、管理業務に係る専用口座により管理すること。ただし、これによりがたい場合は市と協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。また、自主事業についても区分すること。

### (3) 会計に関する書類の保存

会計伝票及び会計帳簿並びに証拠書類については、毎年度終了後少なくとも5年間保存すること。

### (4) 会計期間

毎年度終了後、年間事業報告書において管理経費の収支状況を報告する場合は、毎年4月1日から翌年度3月31日までの期間の収支状況を報告すること。

## 10 監査

市は、指定管理業務に関する監査を次のとおり実施することができる。

### (1) 定期監査

市は、指定管理業務の実施状況が、協定書、業務仕様書等の基準を満たし、管理運営に関する基本方針に沿ったサービスを提供できているか確認するため、指定管理者から提供された年間事業報告書及び月報等により定期監査を行う。

### (2) 随時監査

市が必要と認めるときは、事前に指定管理者に通知したうえで、施設の維持管理状況及び経理状況に関し報告を求め、調査する随時監査を行うことができる。

### (3) 監査に対する協力

指定管理者は、市が定期監査又は随時監査を実施するにあたり、施設の管理運営及び施設の現状等に関する資料作成及び実施調査等を求められた場合には、迅速かつ誠実な対応を行うこと。

### (4) 業務不履行時の処理

指定管理業務が業務基準を満たしていない場合又は利用者が施設を利用するうえで明らかに利便性を損なう場合は、市は指定管理者に対して業務改善の指示を行うことができる。

市は、指定管理者が市の指示に従わないときは、指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができるものとする。

## 11 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置

### (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、市は指

定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償すること。

(2) 指定管理者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。